

子奪取条約とインターセクショナルリティ
『家庭の法と裁判』に掲載されたケースを通して

○嘉本伊都子（京都女子大学）

『家族社会学研究』第26巻第2号の研究動向に編集委員会から依頼され、「『国際的な子の奪取の民事条の側面に関する条約』（以下、子奪取条約）をめぐる問題』を同条約の実施法が施行された2014年に執筆した。ハーグ条約とも呼ばれる子奪取条約の案件は原則非公開である。申請件数などは、中央当局である外務省領事局ハーグ条約室が出している「ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）の実施状況」²で確認できる。裁判官でも弁護士でも心理士でもない社会学者には、最高裁が公刊してよいと判断したケースのみである。そこで本研究は、2015年に創刊された『家庭の法と裁判』に掲載された子奪取条約関連の裁判例で2015年～2023年4月までに掲載されたケースのなかから、争点が「重大な危険」と「子の意見」に着眼して選定をして分析を行った。時間の都合上、「重大な危険」の分析のみ報告を行う。

子どもは順応性が高く、子が親によって不法に連れ去られてから、迅速な審理手続により子を「常居所地国」に返還する、すなわち家族が暮らしていた国に子をすみやかに返還することが大原則であり、日本では6週間を目途に審理がおこなわれる。まだ両親の離婚が成立していない場合、子を常居所地国に戻してから、親権、監護権、面会交流などの取り決めは、子がそれまで生活してきた常居所地国の裁判所で行うのが「子の利益」という理念に基づいている。実施法28条1項4号は、返還によって、子の心身に害悪を及ぼすことその他子を耐え難い状況に置くこととなる<重大な危険>があれば、返還拒否事由に当たるとしている。<重大な危険>の有無は、裁判所が個別の事案ごとに一切の事情を考慮して判断されるため、連れ去り親=Taking ParentであるTP側が主張するが、DVなどの証拠はTP側が証明しなければならない。子奪取条約実施法28条1項4号は、ハーグの子奪取条約13項1項(b)に対応している。常居所地国に子を返還することによって、「(b)返還することによって子が身体的もしくは精神的な害(harm)を受け、又は他の耐え難い状態(intolerable situation)に置かれることとなる重大な危険(grave risk)がある」場合に、返還の例外、すなわち返還拒否事由としている。何をもちて当該性の判断の根拠になるのかは、締約国間で共通の理解があるとはいえない。そこで、日本ではどのような場合<重大な危機>と認め、返還拒否事由となったのか、また、ならなかったのかを検討する。

依田吉人東京地方裁判所判事、京都大学院法学研究科教授の西谷祐子、東京家庭裁判所判事の村井壮太郎らの選考研究がある。「管見の限り、日本ほど綿密に事前調査を行い、慎重に制度を整えた上で条約に加盟し、実務上も各界が協力しながら真摯に運用している国は少数であり、特筆されてよい。」(西谷、2020;48)と運用全体を高く評価している。

子の連れ去りが起こる背景としては、バブル崩壊後の海外における日本人女性の国際結婚の増加がある。団塊のジュニア世代に着眼して考察をおこなう。

判決を通して、ハーグ子奪取自体がオリエンタリズムの枠組みであること。また、家庭裁判所、高等裁判所、判事と精神科医や心理士間のインターセクショナルリティがそこに介在していることを明確にする。さらに、移民女性がうけるマイクロアグレッションについても言及し、社会学的考察を試みる。

JSPS 科研費 19H01432(研究代表者：二宮周平教授)の研究成果の一部であり、発表できないケースを含め以下の拙稿を参照していただきたい。

嘉本伊都子 2022 「日本における子奪取条約と子どもたちの声」『現代社会研究科論集』16、1-26

嘉本伊都子 2023 「国際結婚で『第1の近代』は揺らいだのか」平井晶子、中島満大、中里英樹、森本一彦、落合恵美子編著 『<わたし>から始まる社会学—家族とジェンダーから歴史、そして世界へ』 有斐閣 223-244

嘉本伊都子 2023 「子奪取条約と<子どもの声>」 二宮周平編著 『子どもの権利保障と親の離婚』信山社 204-232

キーワード：子奪取条約、インターセクショナルリティ、涉外婚姻)